

## 工事関係等の業務委託の前払金について

矢板市総務課

平成28年度より、市発注の業務委託のうち、下記の要件を満たすものについて前払金(上限金額は委託金額の10分の3)の支払いが可能になりました。

前払金が必要な場合は、契約締結時、発注課担当職員にお申し出ください。

### 記

1. 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証を受けられる業務であること。
2. 委託金額(税込)が50万円以上の業務であること。